

議第29号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イ（ア）に次のように加える。

h bの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、または幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第1項第4号ウに次のように加える。

(オ) (エ)の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第1項第12号ウを削り、同号中エをウとし、オをエとし、同項第15号の2の次に次の2号を加える。

(15)の3 安全計画の策定等

ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の点検、従業者、利用者等に対する指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等を含む指定児童発達支援事業所での生活その他の日

常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

- イ 指定児童発達支援事業者は、安全計画に従業者に周知すること。
- ウ 指定児童発達支援事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- エ 指定児童発達支援事業者は、利用者の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- オ 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(15)の4 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認

- ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の指定児童発達支援事業所の外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。
- イ 指定児童発達支援事業者は、利用者の送迎を目的とする自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用者を見落とすおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、利用者の降車の際に当該装置を用いて利用者の所在の確認を行うこと。

別表第1第3項第2号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

- エ イの規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第1第3項第3号中「第12号（ウを除く。）まで、第13号」を「第13号まで」に改める。

別表第2第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 前号の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童への保育に併せて当該障害児の支援に従事することができる。

別表第3第1項第2号中「第4号（）」の右に「イ（ブ）hおよび」を加え、「第12号（ウを除く。）

まで、第13号」を「第13号まで」に改め、同表第2項中「、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号」を「から第13号まで」に改め、同表第3項中「、第11号、第12号（ウを除く。）、第13号」を「から第13号まで」に改め、「第2号エおよび」の右に「オならびに」を加える。

別表第4第7項および別表第5第3項中「第12号（ウを除く。）」を「第12号」に改め、「第15号の2」の右に「、第15号の3、第15号の4ア、第16号」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1項第12号の改正規定、同表第3項第3号の改正規定、別表第3第1項第2号の改正規定（「第4号（」の右に「イ（ア）hおよび」を加える部分を除く。）、同表第2項の改正規定、同表第3項の改正規定（「第2号エおよび」の右に「オならびに」を加える部分を除く。）、別表第4第7項の改正規定（「第12号（ウを除く。）」を「第12号」に改める部分に限る。）および別表第5第3項の改正規定（「第12号（ウを除く。）」を「第12号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）別表第1第1項第15号の3（新条例別表第1第2項第1号および第3項第3号、別表第2第4項、別表第3第1項第2号、第2項および第3項、別表第4第7項ならびに別表第5第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例別表第1第1項第15号の3ア中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、同号ウ中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、同号エ中「周知する」とあるのは「周知するよう努める」と、同号オ中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 新条例別表第1第1項第15号の4イに規定する自動車を日常的に運行する場合において同号イのブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備えることおよび当該装置を用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同号イ（同表第2項第1号および第3項第3号、新条例別表第2第4項ならびに別表第3第1項第2号、第2項および第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該装置を備えることを要しない。この場合においては、当該装置の設置に代わる措置を講じなければならない。